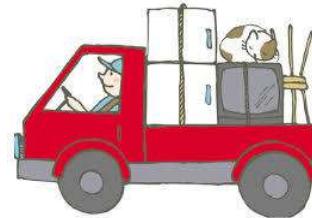


転出される市民の皆様へ

阿賀野市在住中は、当市発展のためにご協力をいただき誠にありがとうございました。

新しい住所地にお住みになりましたら、次のことを注意して転入届を済ませてください。



- 1) 新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、次のものを添えて市区町村の窓口で転入届をしてください。
 - (1) マイナンバーカードまたは転出証明書
 - (2) 届ける方の印鑑（認印）
 - (3) 国民健康保険に加入しなければならない方は、その旨申し出てください。
- 2) 印鑑登録している方については、転出（予定日）をもって登録がなくなります。印鑑登録証はお返しいただくか、破棄してください。ただし、転出（予定）日前に印鑑登録証明書が必要な場合は、必ず「マイナンバーカード」または「転出証明書」と「印鑑登録証」を持参してください。
- 3) 転校手続きについては、今までの学校で発行する「在学証明書」を持参して、転入地の市区町村（教育委員会）の窓口へ提出してください。
- 4) 転出予定年月日が変わったり、転入地を変更する場合でも、実際に転入する市区町村の窓口で転入届をしてください。また、都合により転出しなくなった場合は、「マイナンバーカード」または「転出証明書」を持参のうえ、阿賀野市役所 市民生活課の窓口で転出取消しの手続きをしてください。

新潟県阿賀野市役所

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

☎0250-62-2510（代表）



●マイナンバーカードを持っている方

カードの住所変更（継続利用）の手続きが必要です。

- (1) 転入先市区町村の窓口へ、住所変更をする方全員のカードを持参してください。
- (2) 手続きの際に、カードの暗証番号（4ケタの数字）の入力が必要です。ご家族の暗証番号も事前に確認してください。

※転入届やカードの住所変更（継続利用）の手続きが遅れると、カードが失効する場合があります。

継続利用の条件

- 転入届は、転出予定日から30日以内、かつ、転入をした日から14日以内に行うこと。
- カードの住所変更（継続利用）は、転入届を行ってから90日以内に行うこと。

●申請したマイナンバーカードを受け取っていない方

阿賀野市で申請したカードは、転出手続後は阿賀野市で受け取ることができません。転入先市区町村で再度申請してください。